

令和元年8月9日 制定（国空航第954号）

令和4年3月29日最終改正（国空航第3037号）

航空局安全部安全政策課長

災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領細則  
（包括許可基準）

1. 目的

この細則は、「災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領」（以下「処理要領」という。）に基づき、具体的な場所若しくは回数又はその両方を特定しない包括的な許可申請の審査を行うにあたって必要な細目的事項（包括許可基準）を定めることを目的とする。

2. 適用

この細則は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に基づく非常災害対策本部が設置された場合、同法第28条の2第1項に基づく緊急災害対策本部が設置された場合その他航空局長が必要と認めた場合等に適用する。

3. 申請

申請は書面によるものとする。なお、災害が発生する前に申請することもできることとする。

4. 許可基準

4. 1. 航空機

- （1）構築物上へ離着陸する場合には、原則として多発回転翼航空機であること。
- （2）単発回転翼航空機による構築物上への離着陸を行う場合には、離着陸時に動力装置が故障した場合であっても安全を確保することができるよう、次のいずれかの措置が講じられるようになっていること。
  - ア. 運航者が当該構築物周辺に適切な不時着地帯を事前に確認のうえ設定するとともに、機長も当該不時着地帯が適切に確保されていることを確認すること。
  - イ. 地上に救難救助機の活動に関し十分な知見・経験を有する者を配置し、離着陸の支援や当該構築物周辺の適切な不時着地帯の確保を行うこととしていること。

4. 2. 体制整備

- （1）運航者は、飛行計画策定、運航監視、操縦士の運航支援、都道府県の災害対策本部を含む関係機関等との連絡調整等の運航管理を実施する能力を有する者を配置すること。
- （2）離着陸場所及び／又は低空飛行空域の適切性の判断又はその支援をする者を配置することが望ましい。

- (3) 被災地における航空機による救援活動に関する十分な実績を有し、安全上の問題が生じていないこと。

#### 4. 3. 乗員

- (1) 当該型式機を操縦することが可能な事業用操縦士又は定期運送用操縦士の資格を有することに加え、以下の乗務要件及び訓練要件を満足すること。ただし、離着陸場所や低空飛行空域の特性を限定すること等により安全性を確保できる場合にはその限りではない。

##### ア. 乗務要件

- ① 1,000 時間以上の機長時間（このうち 500 時間以上はヘリコプター機長時間）
- ② 500 時間以上の実施する運航と類似した運航環境における飛行時間（注）
- ③ 当該型式機による 50 時間以上の飛行時間
- ④ 夜間における 20 時間以上の機長時間（夜間運航を行う場合）

（注）：「類似した運航環境」とは、海、山、交通量の多い都会などの地形学的な特徴が類似した運航環境を指す。

##### イ. 訓練要件

- ① 訓練プログラムに基づく任用訓練及び定期訓練

##### ウ. 能力確認

- ① 任用時及び任用後は定期的（1 年毎）に、救援活動ヘリを安全に運航するために必要な知識、能力等を有することの判定を実施
- ② 各運航者において、救援活動ヘリの安全運航に必要な知識、能力等を十分に備えた操縦士を指名し、当該操縦士が能力確認を実施

#### 4. 4. 場外離着陸場への離着陸や最低安全高度以下の飛行の手順

場外離着陸場への離着陸及び／又は最低安全高度以下の飛行に関し、乗員の乗務要件・訓練、運航手順、関係者との連携、その他安全確保のために必要な事項を「運航マニュアル」に定め、運航マニュアルは申請書に添付すること。

##### (1) 全般

ア. 場外離着陸場の離着陸又は低空飛行に関し、離着陸場所・低空飛行空域の選定基準、安全確保の要件、実施の可否を判断する手順等が定められ、これらに従い機長が安全に離着陸・低空飛行を行うことが可能と判断できるようになっていること。

イ. 被災地域における運航支援のため、救難救助機の活動に関し十分な知見・経験を有する者を派遣することが望ましい。

ウ. 夜間においては、障害物が見えないことから、低空飛行による捜索などの救援活動は危険なため行わないこと。

また、夜間運航においては、地上照明設備と十分な安全運航ができることを前提に、原則、物資輸送や支援活動に携わる人員輸送とし、救助者の搬送は地上の受け入れ体制を含め関係機関と連携して行うこと。

##### (2) 場外離着陸場

ア. 場外離着陸場の離着陸地帯の要件等（離着陸地帯の位置及び方向、長さ及び幅並びに表面、

進入区域及び進入表面、転移表面等)は許可基準に適合しなければならず、運航者は可能な限り離着陸場所が許可基準に適合することを事前に確認すること。

イ. 機長は、離着陸場所、その周辺環境及び機体が次のいずれも満たしていることを確認すること。

- ① 着陸の過程のいずれの地点においてもホバリング停止が可能な機体重量及び気象状態であること。
- ② 離着陸の間、関係者以外の人及び車両が離着陸場所に接近していないこと。
- ③ ローター及び胴体と障害物件との間隔が目視で確保できていること。
- ④ ダウンウォッシュ及びこれによる飛散物等が地上の人及び物件に危害を及ぼさない状況であること。
- ⑤ 安定した接地面が確保されていること。
- ⑥ その他、離着陸のための安全を妨げる事実等がないこと。

ウ. 離着陸地帯の安全対策

- ① 地上において運航支援を行う者を配置可能な場合は、立入禁止等所要の警戒措置を講ずるものとし、配置不可能な場合には、機長が離着陸地帯及びその周辺の安全を確認したのちに離着陸すること。
- ② 離着陸の安全確保の要件、離着陸の可否を判断する手順等が定められ、これらに従い機長が安全に離着陸を行うことが可能と判断すること。

(3) 最低安全高度以下の高度での飛行

- ア. 運航者は、可能な限り低空飛行空域が許可基準に適合することを事前に確認すること。
- イ. 低空飛行の安全確保の要件、低空飛行の可否を判断する手順が定められ、これらに従い機長が安全に低空飛行を行うことが可能と判断すること。
- ウ. 当該低空飛行の高度が、緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合に地上又は水上の人又は物件に危険を与えることなく不時着陸できるものであること。
- エ. 物件をつり下げて行う低空飛行については、当面の間、当該包括許可の対象外とする。

4. 5. 救援活動にあたっての連絡等

- (1) 運航者は、救援活動を行うにあたっては、当該都道府県の災害対策本部に救援内容や活動場所等について連絡のうえ実施すること。そのため、あらかじめ各都道府県の災害対策本部の連絡先を把握しておくこと。
- (2) 救援活動時には、可能な限り都道府県の災害対策本部と情報を共有し、関係機関と連携・調整を図りながら活動すること。
- (3) このため、運航者は、救援活動時は常に都道府県の災害対策本部や関係機関との連絡が取れる体制を有していること。
- (4) 運航マニュアルに、救援活動を実施する場合の当該都道府県の災害対策本部との連携・連絡の方法、連絡先、常時連絡が取れる体制の内容等を規定すること。

5. 許可期間

1年を限度として許可することができる。

## 6. 許可手続

許可を行う場合は、許可条件として、以下を付記すること。

ア. 運航マニュアルを遵守すること。

イ. 申請内容や運航マニュアルの内容を変更する場合には、直ちに報告の上、新たな申請を行うこと。

ウ. 包括許可に基づく運航を行った場合には、当該運航を行った日から1ヶ月以内に実績を報告すること。

エ. 万一の際に十分な補償に対応できる航空保険に加入していること。

オ. 許可基準、許可条件、運航マニュアル、関係機関との連携・調整において重大な支障が生じた場合その他運航の安全又は地上の人若しくは物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し、又は新たな条件を付すことがある。

## 7. その他

物件投下に係る航空法第89条ただし書の届出を事前に受理する場合は、2. から5. を準用すること。

附 則（令和元年8月9日）

この細則は、令和元年8月9日から適用する。

附 則（令和2年3月26日）

この細則は、令和2年3月26日から適用する。

附 則（令和4年3月29日）

この細則は、令和4年4月1日から適用する。